

「国連・障害者の十年」の最終年に当たって 取り組むべき重点施策について

平成3年7月31日
中央心身障害者対策協議会

はじめに

国際連合は、1981年の国際障害者年に続き、1982年、「障害者に関する世界行動計画」を定め1983年から1992年までの期間を「国連・障害者の十年」と宣言した。我が国においては、昭和57年3月、「障害者対策に関する長期計画」が策定され、さらに、昭和62年6月には「障害者対策に関する長期計画」後期重点施策が策定された。

これらの策定に当たっては、いずれも中央心身障害者対策協議会から意見具申を行ったが、今回の意見は、「国連・障害者の十年」の最終年を明年に控え、「障害者対策に関する長期計画」及びその後期重点施策に関する取組みの実施状況を踏まえ、この十年をしめくくるに当たり、当面、特に取り組むべき事項について取り上げたものである。「障害者対策に関する長期計画」及びその後期重点施策全般については、今後、更に一層の推進を図らなければならないことは言うまでもない。

なお、「国連・障害者の十年」終了後における障害者対策の推進方策等今後における長期的な取組みについては、最近における社会経済情勢の変動に対応する障害者対策の推進を図るために、引き続き当協議会において検討を行うことが必要である。

第1 基本的考え方

- (1) 「国連・障害者の十年」の最終年を明年に控え、「障害者対策に関する長期計画」及びその後期重

点施策を中心に現時点までの施策推進状況について調査したところであるが、制度的な改正も含め障害者対策は全般的には各部門において着実な進展をみているものと評価できる。

「後期重点施策」においては、当初の長期計画の五つの部門を拡充、分化し、「啓発広報」、「保健・医療」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「福祉」、「生活環境」、「スポーツ、レクリエーション及び文化施策の推進」、「国際協力の推進」の八つの部門に分けて、基本的方向と今後の重点施策を掲げている。昭和62年6月の後期重点施策決定以降の実施状況を見ると、「障害者の日」を中心とする「啓発広報」の推進、「精神保健法」（「精神衛生法」の改正）の施行等の「保健・医療」対策の充実、特殊教育諸学校における教育課程の基準の改訂及び教職員定数の改善等の「教育・育成」対策の充実、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（「身体障害者雇用促進法」の改正）の施行、障害者職業総合センターの設置推進、授産施設の基準緩和等「雇用・就業」対策の充実、福祉関係八法の改正による住宅福祉サービスの推進、グループホーム事業の実施、手話通訳技能審査・証明事業の制度化等「福祉」対策の推進、公共建築物、公共交通機関、道路等の利便性の改善、情報提供サービスの充実等の「生活環境」の整備、国連・障害者の十年拠出金など「国際協力の推進」その他地域福祉基金の設置等が進められてきている。

一方、障害者関係団体を中心とした民間諸団体も引き続き機会の均等化についての理解を深めることに先駆的な役割を果たすとともに、ボランティア活動の進展等に見られる貢献には多大なものがあり、また、国民の障害者問題についての理解も着実な進展をみせるとともに、障害者自身の社会参加意識の高まり、自立への努力もめざましいものがある。

(2) しかしながら、現在進められている施策も含め、なお、努力すべき課題が残されており、とりわけ、「国連・障害者の十年」の最終年に当たり、第二の「特に重点的に取り組むべき課題別施策」及び第三の「国連・障害者の十年」の終期に当たっての記念事業の実施」の推進が求められるところであり、また第四の「施策の推進体制」にのっとり進められるよう配慮すべきである。

こうした施策の推進に当たっては、ライフステージのすべての段階での全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害者が障害を持たない者と同等に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を基調とし、障害者の社会への「完全参加と平等」という目標を国民の間により一層定着させ、その具体化を促進するために、社会全体のたゆみない努力が精力的に傾注されなければならないことは言うまでもないことであるが、特に次の四点について格段の配慮が求められるところである。

第一に、「国連・障害者の十年」の終期に当たり、障害及び障害者についての正しい認識の一層の普及、「完全参加と平等」の理念の徹底を図るために、啓発やまちづくりなど幅広い内容を持つ「国連・障害者の十年」を記念する事業を実施して、この十年間の障害者施策の進展の機運を持続させ、さらに、今後国民が一体となって、障害者施策をより一層進展させる契機とすることが必要である。

第二に、障害者の「完全参加と平等」の実現のための重要な基盤として、住宅・建築物、公共交通機関における障害者のアクセスを十分に配慮した施策及び障害者に対する情報の提供について障害者の利用を十分に配慮した施策、さらに、住みよいまちづくりをより一層推し進めることである。そのためには、適切な指針の策定等を行うとともに、公的機関のみならず、各民間機関や団体にも

その推進を求めるための具体的措置を講ずる必要がある。

第三に、関係機関・施策の連携により、総合的かつ体系的に施策を進める必要があることである。まちづくりにおける、福祉、生活環境の施策や、職業教育及び職業訓練における教育、医療、福祉、雇用・就業の連携など各般の障害者施策について関係機関が連携を密にして、総合的かつ体系的な施策の確立に努めなければならない。また、まちづくりや介護等の面で障害者対策と高齢者対策の相互の密接な連携が求められている。

第四に、障害者が社会活動に参加して障害を持たない者と同等の生活を営むため、職業生活のみならず、日常生活及び社会生活を含むすべての活動において、障害者の具体的な参加を進めることである。

この観点から、障害者施策の企画、推進に当たっては、中央、地方を通じ障害者の意見を反映し、障害者のニーズに合致した施策の推進が可能となるよう障害者の参加等について検討することが必要である。また、平等の観点から、障害者が障害を持たない者と同等の権利を享受して、行使できるよう、その権利の擁護について国民理解の一層の促進を図る必要がある。

第2 特に重点的に取り組むべき課題別施策

1 啓発広報

(1) 障害及び障害者についての正しい認識の普及

障害及び障害者についての理解不足は、障害者の社会参加を阻み、また、通常受ける諸権利、諸サービスを十分に享受できないという事態を招くことになる。これに対して、障害及び障害者についての正しい認識を更に徹底させるため、啓発広報活動を推進する必要がある。また、障害者のプライバシーに関わつて接遇する公的機関等においては、障害及び障害者に対する正しい認識や適切な対応等について職員の研修訓練を行うなどその接遇に十分配慮する必要がある。

(2) 福祉教育等の推進

幼少時から障害者に対する正しい理解と認識を持つよう、小・中学校等において障害者についての教育を積極的に推進する。また、研究校・協力

校の充実によるボランティア活動の促進に努める。

2 保健・医療

(1) 障害者の保健予防対策の推進

障害者の健康の保持増進等のため、障害の特性に応じた方法等による診査など、保健予防対策の推進を図る。

(2) 精神障害者対策の推進

精神保健法に基づき、精神障害者の人権に配慮しつつ、適正な医療の確保に努めるとともに、保健所、精神保健センター等における地域精神保健対策を促進する。また、精神障害に関する研究の一層の推進を図る。

3 教育・育成

(1) 心身障害児に対する教育の充実

軽度心身障害児に対する教育の充実を図るため、通級による指導が円滑に行われるための指導体制を整備するとともに、障害の特性に応じた教育内容・指導方法の充実を図る。

また、障害の重度・重複化の傾向に対応した教育内容・指導方法を改善するとともに、養護学校高等部の整備の促進等後期中等教育の充実、大学への受入れ体制の充実、職業教育の充実を図る。

(2) 特殊教育担当教員の資質の向上

特殊教育担当教員の専門性を高め資質の向上を図るため、担当教員に対する初任者研修等各種の研修の充実を図る。

(3) 早期療育・教育等の充実

心身障害児の教育・育成に当たっては、早期発見、早期療育・教育が重要である。このため、医療・福祉・教育関係諸機関の連携の強化、心身障害児通園事業、相談活動など、地域における早期療育・教育体制の整備・充実を図るとともに、保育所における障害児の受入れの促進に努める。

4 雇用・就業

(1) 雇用率の改善

障害者の雇用率の改善を図るため、企業への指導体制の整備を進めるとともに、事業主に対する障害者の雇入れ指導を強力に実施する。

また、事業主に対する障害者雇用に関する相談・援助の充実を図る。

(2) 障害の種類別、程度別対策の充実

障害の種類別の各般の施策を充実し、障害の特

性に応じた雇用就労の促進を図る。また、重度障害者の雇用促進を図るため、助成措置等の充実を図るとともに、職場定着の促進に努める。

(3) 職業リハビリテーションの充実

障害者の雇用・就業に係る研究の推進、情報の提供、専門職等の養成・研修等を推進するとともに、職業リハビリテーションサービスの充実強化を図る。

(4) 就業対策の充実

福祉工場、授産施設、小規模作業所といった福祉的作業施設の体系については、現在における役割を踏まえ検討を進めるとともに、その整備促進を図る。また、障害の特性に応じた就業の支援策について、充実を図る。

5 福祉

(1) 在宅福祉を含む地域福祉対策の充実

障害者の生活安定のため年金、各種手当等の改善について引き続き推進するほか、地域生活の支援、介護対策の充実整備のため、障害に伴うニーズに応じホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、グループホーム等の在宅サービスの充実を図るとともに、地域での障害者の社会参加のための施策の充実、さらに、地域において安心して暮らせるような相談支援体制の組織化等地域福祉の基盤づくりを進める。

(2) 精神障害者対策の推進

精神障害者の社会復帰、社会参加を推進するため、精神保健対策の最重点項目として、精神障害者社会復帰施設の整備助成等各種の社会復帰施策の充実を図る。

(3) 従事者の育成確保

介護需要の増大等に対応していくため、ホームヘルパーや社会福祉施設従事者については、今後とも質、量両面にわたるより一層の充実が望まれるところであり、処遇の改善や就業促進等のための対策を推進していく必要がある。

また、理学療法士、作業療法士等専門従事者については、需給計画を踏まえた計画的養成、確保等を進める。

(4) 福祉機器の研究開発・普及の推進

福祉機器について、障害者のニーズや介護ニーズに対応し、研究開発を推進する。また、その普及を促進するため、障害者等への情報の提供を図

るとともに、障害者の利便を考慮した福祉機器の規格化を推進する。

6 生活環境

(1) 住宅・建築物の整備とまちづくりの推進

障害者向け公的住宅の整備を促進するとともに、民間建築物についても、既存建築設計標準等指針の適切な見直し及び策定、民間建築物における障害者の利用に配慮した整備改善を誘導するための助成制度の推進等を強力に行う。また、障害者の住みよいまちづくりを一層推進する。

(2) 公共交通機関の整備の促進

障害者の自立活動に必須の交通・移動等社会参加の条件整備のために、公共交通機関のターミナル施設にエスカレーター、エレベーター等の設置を推進するとともに、車両や公共バス等の改善、道路構造の改善、信号機等の交通安全施設の整備等を進める。また、公共交通機関に関する適切な指針の策定及び民間事業者に対するその普及推進等効果的な措置を進める。

(3) 障害者に対する情報の提供

障害者が社会の一員として利用可能な情報をできるだけ享受できるように、テレビ放送における音声、字幕放送等の増加に努めるとともに、情報通信分野における障害者の利用に配慮し、コミュニケーションを促進するためのサービスの拡充に努める。

また、公共サービスにおいて、障害者のニーズに応じ、点字・録音物による広報の発行や窓口での手話通訳の対応等の充実を進める。

さらに職場とともに日常生活においても欠かせないものとなっているパソコン等の情報処理機器について、改良等に関する指針の一層の普及等を通じ、障害者が容易に利用可能な機器の開発、普及に引き続き努める。

(4) 防災・防犯対策の推進

障害者に対する地震、火災等の災害時における情報の収集伝達、避難誘導等の体制の一層の整備を図るとともに、障害者に対する防災・防犯知識の普及及び災害時、事故時における障害者への援助に関する知識の普及を進める。

なお、この防災・防犯対策に関しては、障害者への的確な情報の提供や適切な対応に十分配慮する必要がある。

7 スポーツ、レクリエーション及び文化施策の推進

障害者の生活において、スポーツ、レクリエーション及び文化に関連する活動の重要性は、ますます高まっている。こうしたことから、スポーツ大会、レクリエーション、文化活動に障害者の参加がより得られるよう支援のための施策を推進する。

8 国際協力の推進

国際協力事業団等を通じた研修員受入れ等の技術協力の推進、各国の障害者が国際会議、スポーツに参加することによる国際交流の推進、さらに、国連・障害者の十年終了に伴い、国連への貢献、国際協力を進める。

第3 「国連・障害者の十年」の終期に当たっての記念事業の実施

「国連・障害者の十年」の終期に当たり、「完全参加と平等」の理念を具体的に推進することによって、この十年の間における障害者施策の進展を持続させ、今後、さらに国民の一層の理解を進めて障害者対策の推進を図るため、次のような事業を行う。

- (1) 「障害者の日」を中心とした啓発広報の推進と「国連・障害者の十年」を記念する行事の開催
- (2) 記念施設についての計画の推進とモデル的まちづくりの整備促進
- (3) 障害者の記念スポーツ大会の開催

第4 施策の推進対策

(1) 今後の障害者対策の推進に当たって検討していくべき課題は、各分野の連携によって障害者施策を総合的かつ体系的に推進していくことである。

先にも述べたように、障害者対策は保健・医療、教育、雇用、福祉、生活環境等の幅広い分野にわたっており、その密接な連携には十分に意を注ぐ必要がある。

このため、国レベルでは、当協議会及び内閣総理大臣を本部長とする「障害者対策推進本部」が設置されており、また、地方レベルでも、地方心身障害者対策協議会が設置されており、さらに、多くの都道府県及び指定都市に障害者対策推進本

部等が設置されているところである。

今後とも、こうした組織等の活用、関係行政機関相互間の密接な連携等により、各分野の連携を進め、施策のより一層の総合的かつ体系的な推進を図る努力を行う必要がある。

- (2) これとともに、今後、障害者の福祉対策の充実を図る上で、最も身近な行政機関である市町村の役割が重要である。

このため、先般、新たな福祉サービスの供給システムの構築を目指す福祉関係八法の改正が行われ、市町村における在宅福祉サービスの提供等について体制が整えられることになった。

こうした市町村の役割に合わせて、これを担う体制、財政力を充実し、支援していく必要がある。

- (3) 次に、障害者対策を推進する従事者の確保、資質の向上である。障害者対策は、保健・医療、教育、雇用、福祉の分野にわたり、これに従事する者の確保、その研修や処遇の改善など今後の障害者対策の推進に当たっての基盤となるべきマンパワーにも十分配慮していく必要がある。

終わりに

以上、「障害者対策に関する長期計画」及びその後期重点施策に関する取組みの実施状況を踏まえ、「国連・障害者の十年」の最終年に当たって取り組むべき重点施策について意見を取りまとめたが、政府は当協議会の意見を十分尊重して、施策推進の措置を講ずるよう要望する。

さらに、地方公共団体、障害者関係団体、報道機関及び国民関係各位においても、本意見に沿って、積極的に行動し、全面的に協力されることを期待するものである。

なお、はじめに述べたように「完全参加と平等」を達成するためには、残されている課題とともに、最近における国内外の動向に対応した新しい障害者施策の展開を検討する必要があるので、引き続き当協議会において検討を行っていくことが必要である。